

経営体育成強化資金

担い手農業者が経営改善のために、日本政策金融公庫から借り入れる資金です。

1 資金の特徴

- (1) 機械整備から長期運転資金など幅広く対応、農地取得も可能(経営改善資金)
- (2) 経営再建のための負債整理に活用できません(負担軽減資金)
- (3) 認定農業者以外の担い手向け資金(認定農業者も利用は可)
- (4) 原則として、農業信用基金協会の機関保証は利用できません



2 利用対象者

- (1) 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人）
- (2) 一般農業者（個人・法人別に以下の要件を満たす農業者(認定農業者含む)）

個人	<ul style="list-style-type: none"> ○農業所得が総所得の過半、又は農業収益が200万円以上 ○農業経営に主として従事する青壮年(15歳以上65歳未満) ○60歳以上の場合は、現に主として農業に従事している農業後継者が必要 ○簿記記帳を実施（見込みも可）
農業法人	<ul style="list-style-type: none"> ○農業売上高が総売上高の過半、又は1,000万円以上の法人 ○構成員に農業経営に常時従事する青壮年

- (3) 家族経営協定を締結している農業者
- (4) 集落営農組織(5年以内に法人化する計画を有しているなどの要件)
- (5) 農業参入法人(農業経営開始後決算を2期終えていないものなどの要件)

3 利用条件等

資金使途	農業機械	農業施設	果樹苗木	家畜導入	農地造成	農地取得	運転資金	短期	長期	負債整理
利用限度額・要件	[Ⅰ 経営改善資金] 【個人、農業参入法人】1億5,000万円以内 【農業法人、集落営農組織】5億円以内 [Ⅱ 負担軽減資金] 【個人】1,000万円以内 【法人】4,000万円以内						※必要経費の8割以内 ただし、認定新規就農者の農地取得は、10割以内（500万円まで） ※集落営農組織は対象外 ※制度資金からの借換の場合、限度額は別の規定になります			
償還期限	25年以内（うち据置期間3年以内） ※果樹の新植、改植又は育成は据置期間10年以内 ※認定新規就農者の農地取得は据置期間5年以内									
金利	固定金利、貸付利率は毎月変動（詳しくは日本政策金融公庫HP「金利一覧」参照）									
担保・保証人	原則必要（必要かどうかは案件によりますので、日本政策金融公庫にご相談ください。）									
保証料	—									
返済方法	年1回～12回返済（選択制）									
審査期間	融資決定までに2か月程度必要									

※上記以外にも要件がありますので、詳しくは、取扱金融機関までお問合せください。

4 取扱金融機関

日本政策金融公庫

※農協・農林中金、中国銀行、トマト銀行、おかやま信金、水島信金、玉島信金、備北信金、吉備信金、笠岡信組



※公庫と提携している金融機関についても、本資金を取扱うことができますが、金融機関によっては別途要件がありますので、各金融機関へお問い合わせください。